

すまいのひろば



コトジラの
スマホ用壁紙が
ダウンロードできるよ

2023年(令和5年) 8月号



【発行】東京都住宅供給公社 公営住宅管理部 〒150-8322 渋谷区神宮前5-53-67 コスモス青山

収入報告書は提出いただきましたか？

提出期限は**7月7日(金)**でした。

都営住宅または福祉住宅に令和5年5月16日以前に入居した世帯にお送りした「収入報告書」(6月13日(火)発送)は、来年度(令和6年4月から令和7年3月まで)の住宅使用料を決める重要な書類です。提出していない世帯は、**必要書類を添付のうえ、返信用封筒に入れて、すぐに提出してください。**

収入報告書を提出しない場合、近隣の民間賃貸住宅(近傍同種の住宅)の家賃並みの使用料を負担していただくこととなりますので、必ず提出してください。

住宅使用料の一般減免、特別減額を受けている世帯は、「収入報告書」の提出は必要ありません(用紙はお送りしていません。)が、使用料減免申請が収入報告に代わる手続きとなりますので、必ず更新時期に手続きを行ってください。手続きを行わない場合、翌年度から近隣の民間賃貸住宅(近傍同種の住宅)の家賃並みの使用料となります。

も
く
じ

- 収入報告書は提出いただきましたか？…… **1**
- 高額所得者制度について…………… **2**
- 令和6年度の高額所得者認定について…… **3**
- 公社・UR都市機構あき家住宅の入居者募集について… **3**
- ご自身で設置した浴槽・風呂釜が故障している方へ…………… **4**
- 地域の安全マップを作ろう！…………… **5**
- 台所流し用排水管の清掃について… **9**
- 自衛消防訓練を行いましょ… **10**
- 住宅用消火器の取り扱いについて… **10**
- 連絡員を募集しています…………… **11**
- お住まいのみなさん向けの情報をホームページに掲載しています…… **11**
- 受水槽等清掃の実施について… **12**



今年もやります！
子どものページ

お子様と一緒に読んでください。

夏休みの宿題応援企画

地域の安全マップを作ろう！



5ページへ
GO→→

8月分の住宅使用料等の納期限(口座振替引落日)は、8月31日(木)です。

口座振替ご利用の方は、事前に残高の確認をお願いします。



高額所得者制度について

— 高額所得者に認定された場合、都営住宅を明け渡す必要があります —

都営住宅は、住宅に困っている収入の少ない方のためのセーフティネットとして、低廉な家賃で賃貸する公共住宅です。

都営住宅は、真に住宅に困窮する方に公平かつ適正に供給する必要があり、現在入居したくても入居できない方が多数います。

このため、公営住宅法や東京都営住宅条例では、高額所得者に対する明渡請求を定めており（公営住宅法第29条、東京都営住宅条例第31条）、高額所得者に認定された世帯に対し、都営住宅の明渡しを強く求めています。

Q 高額所得者とは、どのような人ですか？

A 高額所得者とは、都営住宅に引き続き5年以上入居している世帯で、以下の【高額所得者の認定所得月額】により、最近2年間連続して認定所得月額が明渡基準(31万3千円)を超えた世帯です。

【高額所得者の認定所得月額の計算方法】

$$\frac{\text{世帯全体の合計所得金額} - (38\text{万円} \times \text{名義人を除く家族人数}) - \text{特別控除}(\ast 1 \ast 2) - \text{有所得者控除}(\ast 3)}{12\text{か月}}$$

「高額所得者の認定所得月額」の算出には有所得者控除を用いるため、「収入認定通知書兼使用料決定通知書」に記載されている「認定所得月額」とは計算方法が異なります。

※1 給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替に係る措置を含みます。(最大10万円)

※2 特別控除とは

名義人または同居者の「住民税課税（非課税）証明書」において、以下の項目に該当することが確認できる場合は、認定所得月額の計算の際に控除が受けられます。

特定扶養(25万円*1)、老人扶養(10万円)、障害者(27万円)、特別障害者(40万円)、寡婦(27万円*2)、ひとり親(35万円*2)

*1 住民税課税(非課税)証明書上「特定扶養」に該当する方他、年齢16歳以上19歳未満の扶養親族の方も含む。

*2 名義人または同居者の方を対象に本人の所得から控除。ただし、所得額が控除額未満の場合はその額を控除。

※3 有所得者控除とは

名義人と配偶者以外の方の所得について、1人につき124万8千円を限度として控除します。

Q 高額所得者の認定を受ける前に、なにか連絡がありますか？

A 明渡基準を超えた1年目の世帯に対しては、「高額所得者制度の説明通知」を送付し「明渡努力状況報告書」をご提出いただきます。なお、高額所得者として認定される前であっても、順次、説明会を行い、個別に高額所得者制度の説明を行うとともに、明渡しについての具体的な計画等を伺います。

Q 高額所得者の認定を受けるとどうなりますか？

A 都営住宅の明渡しをお願いすることになります。なお、明渡しについての具体的な計画をお示しいただけない場合は、東京都都営住宅高額所得者審査会へ付議されます。

Q 東京都都営住宅高額所得者審査会へ付議された場合、どうなりますか？

A 明渡請求「可」の答申が出た場合は、6か月後を明渡期限として明渡しの請求を行います。それでもなお明渡しに応じていただけない世帯に対しては、都営住宅の使用許可を取り消し、住宅の明渡しを求めて訴訟手続を取ることになります。

令和6年度の高額所得者認定について

すでに提出いただいた「収入報告書」をもとに令和6年度の高額所得者認定の算定を行っており、令和6年度の高額所得者認定(令和6年4月1日認定)については、令和5年度(令和3年中の所得)と令和6年度(令和4年中の所得)の認定所得月額が、明渡基準(31万3千円)を超えた世帯が対象となります。

該当する方は世帯の状況等を踏まえ、計画的に住み替えができるよう準備をお願いします。

高額所得者に該当する世帯の認定所得月額は、令和6年2月下旬にお送りする「高額所得者認定通知書兼使用料決定通知書」でお知らせしますのでご確認ください。

【令和6年度に明渡基準を超える世帯の計算例】

世帯員	令和6年度認定所得額→令和4年中の所得	特別控除	有所得者控除
名義人	3,100,000円(給与所得)	100,000円(※)	
配偶者	2,000,000円(給与所得)	100,000円(※)	
子①	1,100,000円(給与所得)	100,000円(※)	1,000,000円
子②	2,000,000円(事業所得)	400,000円(特別障害)	1,248,000円
合計	8,200,000円	700,000円	2,248,000円

※給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替に係る措置(最大10万円)を含みます。

$$\begin{aligned} & (\text{世帯所得合計} - 38\text{万円} \times (\text{名義人を除く家族人数}) - \text{特別控除} - \text{有所得者控除}) \div 12\text{か月} \\ & = (8,200,000\text{円} - 380,000\text{円} \times 3 - 700,000\text{円} - 2,248,000\text{円}) \div 12\text{か月} \\ & \quad \text{認定所得月額} \qquad \qquad \qquad \text{明渡基準} \\ & = \boxed{342,666\text{円}} > \boxed{313,000\text{円}} \end{aligned}$$

令和5年度(令和3年中の所得)と令和6年度(令和4年中の所得)の認定所得月額が313,000円を超えた世帯は、令和6年4月1日に高額所得者として認定されます。

～高額所得者・収入超過者向け～ 公社・UR都市機構あき家住宅の入居者募集について

都営住宅からの住み替えを支援するために、高額所得者、収入超過者のみなさんを対象とした東京都住宅供給公社とUR都市機構(独立行政法人都市再生機構)のあき家住宅入居者募集を行います。パンフレットを希望される方は、以下の方法でご請求ください。

●パンフレット請求期限 令和5年8月31日(木) ●発送 9月上旬(予定)

① オンライン請求

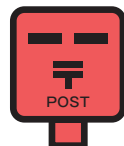


「東京都行政手続クラウド申請」をご利用ください。
ご利用にはユーザ登録が必要です。



上記二次元コードを読み取り、「申請手続を探す」
→06_30(収入超過者・高額所得者向け)都営住宅各種届出・請求
→公社・UR あき家パンフレット請求

② はがき(63円)による請求



①～④の事項を記入して、下記の請求先へ送付してください。

- ①「公社・UR都市機構 あき家住宅パンフレット請求」と明記
- ②住所 ③氏名 ④名義人番号(8桁数字)

上記の入居者募集のほか、JKK住宅や東京都施行型都民住宅の「先着順募集」を行っています。詳しくは、お問い合わせいただくか、JKK東京ホームページをご覧ください。

■ お問い合わせ先・パンフレット請求先

〒150-8322(※はがきの宛先には住所を書く必要はありません)
JKK東京 都営収納課 収入調査係 ☎03-3409-2261(代)



ご自身で設置した浴槽・風呂釜が故障している方へ ～東京都の負担による浴槽・風呂釜の取替え～

東京都では、お住まいのみなさんがご自身の費用で設置した浴槽・風呂釜について、東京都の費用負担で新しいものに順次取り替えています。ご自身の費用で設置した浴槽・風呂釜が故障して使用できない方からの申込みを次のとおり受け付けています。

1. 申込要件

以下の申込要件をすべて満たす方が対象です。

- (1) ご自身で設置した浴槽・風呂釜が故障していること。
- (2) 浴槽・風呂釜を取り替えた場合は、住宅使用料（家賃）を改定するため、改定について同意をしていただくこと。（注1）
- (3) ご自身で設置した浴槽・風呂釜を自己負担で撤去・処分すること。（注2）
- (4) 住宅使用料（家賃）、駐車場利用料金を滞納していないこと。
- (5) 収入超過、高額所得者に該当しないこと。

（注1）住宅使用料（家賃）の改定の目安：月額500円～3,000円程度の増額

・増額する金額は、世帯の収入区分に応じて異なります。

・正式な金額は、浴槽・風呂釜の取替工事実施後に通知書でお知らせします。

（注2）撤去・処分は、取替えを行う施工業者に依頼することもできます。

（撤去・処分費用は自己負担となります。）

2. 申込方法

お客さまセンターにお電話又はオンラインで申込書類を請求してください。

申込書類が届きましたら、案内にしたがって郵送によりお申込みください。

○申込書類請求受付期間 **令和5年8月1日(火)から同年8月23日(水)**

○申込期限（郵送必着） **令和5年9月1日(金)**

3. 申込後の流れ（実施スケジュール）

○申込内容の審査

令和5年9月

○審査結果及び工事実施のお知らせの送付

令和5年9月中旬

○現状調査・工事実施（公社指定工事店より順次ご連絡いたします）

令和5年9月下旬

★審査後に申込数が予定数を上回った場合は、抽選を行います。

抽選を実施する場合は、抽選会を9月下旬に行い、現状調査・工事実施は10月下旬となります。

■申込書類の請求先

○電話で 12ページ「JKK東京 お客さまセンター」電話番号①へ

○オンラインで 「東京都行政手続クラウド申請」をご利用ください。（ユーザ登録が必要です）



スマホ等で二次元コードを読み取り→「申請手続を探す」

→06_10(入居者向け)都営住宅・都施行型都民住宅 各種届出・請求

→浴槽・給湯設備交換申込書の請求

■工事内容のお問い合わせ先

12ページ「JKK東京 お客さまセンター」電話番号②へ



今年もやります! 子どものページ



なつやす しゅくだい おうえん き かく
夏休みの宿題応援企画

地域の安全マップ を作ろう!

安全マップって何?

子どもたちの安全のために、通学路や遊びに行く地域の要注意な場所を示した地図。

子どもが自分の目で確認（点検）し、危ないところ、安全なところを地図に書き込みます。マップ作成を通して、「危険な場所」、「安全な場所」を判断する力を身につけ、危険な場所には近づかない、警戒する意識を持てるようになります。



さあ、夏休みに自分の住んでいる地域の安全マップを作ってみよう！
マップ作りに必要なものは

必要なもの

- 持ち歩く地図
- カメラ
- メモ
- バインダー
- 筆記用具

- 模造紙
- ふせん
- 色ペン
- のり、テープ
- 写真印刷に必要なもの（プリンター・用紙）

つくり方は
次のページへ



東京
みんなであ
サロン
Tokyo.Tokyo

府中新町三丁目アパートの集会所を活用した、東京みんなであサロン 学習支援「新町寺子屋」にてお勉強していた子どもたちと保護者、先生方に地域の情報をいただきJKK東京の担当が、本記事内の地域安全マップを作成しました。
ご協力いただき、ありがとうございました。



今回の企画に
協力いただいた
事業者様は…

NPO法人 アマフェッショナルTAMA

放課後の子どもの居場所を目的として、府中市内で活動しています。

- 学習支援「新町寺子屋」 毎週水曜日 16:30～ 府中新町三丁目東集会所
- 子ども食堂 毎月第3土曜日 こども無料 おとな300円





地域の安全マップを作ろう!

なつやす 夏休みの宿題応援企画

ステップ Step 1 (事前学習)

あぶ 危ないところと安全なところを考える

- あぶ 危ない**
- 周囲から見えづらいところ
 - 暗いところ
 - 怖いところ
- たとえば…
- 高い塀
 - いつも路上駐車がある
 - 街灯が少ない
 - 木が生いげっている
 - 人がいない
 - 落書きやゴミがある
 - 車がたくさん通る
- あんぜん 安全**
- 助けてもらえるところ
 - 明るく見通しが良いところ
 - 人の目につきやすいところ
- たとえば…
- 交番
 - 子ども110番の家
 - コンビニエンスストア
 - 広い歩道
 - 街灯が多い
 - 見守りの人がいる



ステップ Step 3 (まとめ)

しら 調べてきた情報を整理する

- メモしたことををふせんに書いて、地図に貼ろう
- 安全なところと危ないところでふせんの色を変えるとわかりやすいよ



いつも東集会所の前で遊んでるよ、ラジコンがよく走るよ!



東集会所の前には桜があつてきれいだよ

子ども110番の家 (府中市では子ども緊急避難の家という名称です)

子どもたちが身の危険を感じたときに助けてくれるお家やお店があります。右のようなステッカーが貼つてあるので、フィールドワークで探してみよう。



ここは工事で入れないようになっているよ



ここでお兄ちゃんがすれ違う車で指を骨折したんだ!

朝も車がいっぱい通るよ

この道は夜は電気があまりなくて怖いから絶対通らないよ

緊急避難の家のステッカーが貼つてあるよ怖い人がいたら、助けてもらえるね

ステップ Step 2 (フィールドワーク)

自分の目で点検する

地図とカメラを持って、通学路やよく遊びに行く場所までの道を実際に歩いてみよう

危ないところ、安全なところを確認しよう

- 写真にとって、メモしよう
- 地図に記入しよう
- 団地のいいところもメモしよう

フィールドワークでは熱中症に気をつけよう。暑い時間は避けて、帽子をかぶってね。水筒も忘れずに。



ステップ Step 4 (マップ作り)

大きな紙に地図を書いて、調べたことを書きこむ



- 写真を貼ったり、絵をかいて、オリジナルのマップを作ろう
- 安全な理由、危ない理由を書きこもう

ステップ Step 4 マップ作りのプラスアイデア

区や市のホームページで防災マップを見てみよう。災害が起きたとき避難する場所やどんな災害が起こりやすいかがわかるよ。わかったことは自分のマップにも書き足そう。



ね っ ち ゅ う し ょ う よ ぼ う だ い じ
熱中症は予防が大事!



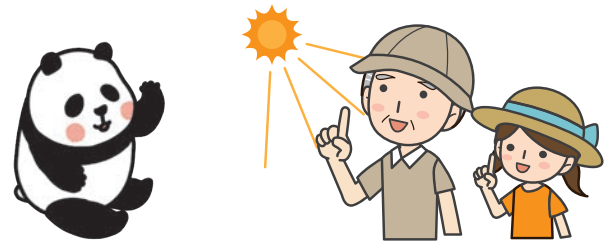
すいぶん ほきゅう
こまめに水分補給しよう



あつ 暑さを
 さ 避けよう



せんぶう き つか
エアコン・扇風機を使おう



としよ こ
お年寄りや子どもは
 とく ちゅう い
特に注意しよう

**地域の交流を深める「居場所づくり」に
 都営住宅の集会所を活用してみませんか?**

だれもが集い、
 つながる居場所



主催者募集に関する問合せ先

JKK東京
 公営住宅管理部 都営管理課
 電話 03-3409-2261(代表)
 受付 9:00-18:00(平日)

詳細は、JKK東京
 ホームページをご
 覧ください。



『地域の方が気軽に立ち寄れる居場所を作りたい。』
 『近所の都営住宅の集会所を使ってみたい。』
 こんな声が寄せられています。
 そこで、JKK東京が団地自治会との橋渡しを行います!

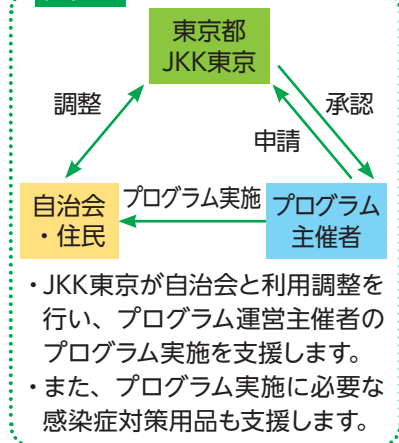


都営住宅の集会所

事業の概要

- プログラム内容
 地域交流のきっかけとなるもの
 (地域コミュニティ交流、健康増進、子育て支援交流、文化・芸術交流等)
 ※なお、営利目的のもの等をご遠慮ください。
- 実施場所
 都営住宅等の集会所、広場等のオープンスペース
 (集会所によって空調、備品が使用できます。
 使用にあたり光熱水費相当額が必要になります。)
 ※補助金を交付する事業ではありません。

仕組み

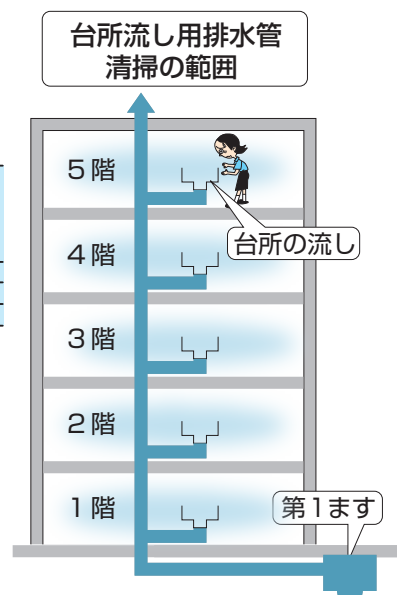


台所流し用排水管の清掃について

都営住宅条例等に、みなさんは「住宅及び共同施設について必要な注意を払い、正常な状態で維持しなければならない」という規定等があります。これにより、東京都では年に1回程度の台所流し用排水管の清掃を、みなさんにお願いしています。

台所の排水は油類が多く、管の内面に汚れが付着しています。放置すれば悪臭の原因になったり、管が詰まったりする恐れがあります。

中高層住宅の排水管は、上下の住戸を貫通し1階床下で合流して外部に流す共用設備となっているため、1棟をまとめて清掃する必要があります。



清掃作業確認のポイント

みなさんが直接清掃業者に依頼して行う場合の『清掃作業確認のポイント』を紹介しますので参考にしてください。なお、公社にお問い合わせいただければ、清掃業者をご紹介します。

● 契約前

清掃業者から見積りを取り、作業の内容(作業範囲・方法・日時・事故対応・保証内容等)を確認して契約書を取り交わしてください。

その際は、複数の業者から見積りを取り、金額を含め比較検討することをお勧めします。



● 実施作業前

業者から作業計画書の提出を求めるなどして、清掃の手順を事前に確認しましょう。(清掃は排水管内に高圧の洗浄水を噴射しながら進めます。)

清掃中、必要箇所の写真を撮るように依頼しましょう。

● 作業中

住戸内の清掃作業を実施する際は必ず立ち会い、ご自分の目で確かめてください。

● 清掃終了後

作業終了後には流し台の下の配管などから漏水が無い、異臭がしないか確かめましょう。排水管の清掃作業では、始めに汚れた水が排出され、作業終盤にきれいな水に変わります。清掃作業後にこうした状況を写真で確認しましょう。

ご不明な点がございましたら、公社にお問い合わせください。

みなさんの負担により、東京都が代わって清掃を行う方法については、10月号で詳しくお知らせします。

■ 台所流し用排水管の清掃についてのお問い合わせ先

12ページ「JKK東京 お客さまセンター」の電話番号②まで



自衛消防訓練を行いましょ

火災や地震などの災害は、いつ、どこで発生するか予測できません。みなさんがご自身を守り、災害による被害を最小限に食い止めるよう、定期的に訓練を行うことが大切です。

消防法令では定期的に訓練を実施するよう定められており、年に1回以上行う必要があります。お住まいのみなさんで集まって訓練を行い、災害時の避難経路や避難場所を確認しておきましょう。



訓練の実施に当たって

- 訓練を行う場合や、地域の防災訓練に自治会等が参加する場合は、事前に消防署へ連絡するとともに、公社の防火管理担当にも連絡をお願いします。
- 訓練実施の際は、訓練場所や周囲の状況を十分確認し、事故やケガがないように注意してください。東京消防庁ホームページ「電子学習室」内にある、「消火器の使い方」、「119番通報要領」、「避難方法」などの動画も参考となります。

東京消防庁 電子学習室

検索



<https://www.tfd.metro.tokyo.lg.jp>

- もし集まって訓練を行うことが難しい場合は、上記「電子学習室」内の動画を視聴するなどして、防火・防災の意識を高める取組を行いましょ。

■自衛消防訓練についてのお問い合わせ先・ご連絡先

JKK東京 都営管理課 都営管理係 防火管理担当

12ページ「JKK東京 お客さまセンター」の電話番号①まで

住宅用消火器の取扱いについて

～住宅用消火器が設置されている団地にお住まいのみなさんへ～

- 一部の団地の住戸内には、住宅用消火器が設置されています。
- 出火した場合は、備え付けの住宅用消火器を使用して初期消火を行ってください。延焼が拡大した場合には、無理はせずに避難してください。ただし、忘れずに119番へ通報し、消防の指示に従ってください。
- 住宅用消火器は所定の場所から動かさず、消火器に備え付けている取扱説明書に沿った使い方、管理、点検を行ってください。
- 異常があれば、JKK東京 お客さまセンター（12ページの電話番号②）までお問い合わせください。

交換等について

消火器は概ね5年で交換していますが、お住まいのみなさんの不在等により交換できていない住宅があります(消火器に使用期間の終了年月が記載されています)。使用期間が過ぎると、初期消火が適切に行えなくなる可能性がありますので、消火器が取替えられていない場合、JKK東京 お客さまセンター(12ページの電話番号②)までご連絡をお願いします。



連絡員を募集しています

都営住宅等では、お住まいのみなさんの中から、自治会の推薦を受けた方を「連絡員」として選任し、各団地内で必要な業務の一部を行っていただいています。連絡員が不在の団地について、連絡員を務めていただける方を常時募集しています。

連絡員の採用条件

- 概ね70歳未満で日中に連絡が取れる方

※就任には、自治会の推薦が必要になりますので、お住まいの団地の自治会にご相談ください。

※その他、条件がありますので、ご希望されても就任できない場合があります。

連絡員の主な業務

- 「すまいのひろば」や会社からのお知らせなどの配布、掲示など
- 専用水道、簡易専用水道、特定小規模水道の水質検査（必要のない団地もあります）
- 火災や事故発生時などの緊急時の連絡通報など

※申請や修繕の受付、住まい方の指導などは連絡員の業務に含まれていません。

連絡員には、管理戸数などに応じて、連絡員手当（月額6,000円～）をお支払いします。お住まいの団地に連絡員がいるかどうかなど、詳しくはJKK東京 お客さまセンター（12ページの電話番号①）にお問い合わせください。

お住まいのみなさん向けの情報を ホームページに掲載しています

「手続き等に関するよくあるご質問」がリニューアルしました

JKK東京ホームページでは、都営住宅等にお住まいのお客さまから多く寄せられるお手続き等に関するご質問を、Q&A形式でご案内しています。

令和4年12月にリニューアルし、従来のカテゴリ検索以外にも、キーワード検索が可能になりました。ご覧いただき、ぜひお役立てください。

今後も内容の充実を図ってまいります。



都営住宅 お住まいの皆様 検索

他にも、JKK東京ホームページでは都営住宅等にお住まいの皆様向けの情報を掲載しています。



受水槽等清掃の実施について

みなさんがお住まいの団地の受水槽、屋上水槽、給水塔の清掃を令和5年8月から令和6年3月にかけて実施します。実施日については、公社と契約した清掃業者が団地の代表の方と打ち合わせた後、チラシなどでお知らせします。



受水槽等清掃時の注意点

断水となる場合、漏水事故につながる可能性がありますので、以下の点にご注意ください。

● 断水前に水の汲み置きをする

飲料水・トイレの流し水については、断水前に汲み置きをしておいてください。

● 断水時間中は、必ず全ての蛇口を閉める

断水時間中は、必ず全ての蛇口を閉めましょう。給水開始時に蛇口が開いていると水が出てしまい、周囲に飛散したり、流し台や洗面器から溢れて漏水事故の原因となります。また、以下の事項についてももしっかり守り、断水時の漏水事故を防ぎましょう。

- ①先端が上向きに回転する蛇口は、必ず下向きにして閉める
- ②流し台や洗面器の排水口を塞ぐものを置かない
- ③留守番のご家族やお子様などに、蛇口を開け放しにしないことを伝える



● 断水後の水の状態を確認する

断水終了後、通水開始時に、濁り水(白濁・赤水)が出る場合があります。しばらく流すと戻りますので、トイレ、給湯以外の蛇口を開けて水の状態を確認してください。

■ 受水槽等清掃についてのお問い合わせ先

JKK東京 施設保全課 施設保全係

下記「JKK東京 お客さまセンター」の電話番号②まで

☆お問い合わせは、JKK東京 お客さまセンターへ☆

受付時間：9時～18時（土日・祝日・年末年始は除く）

① 各種手続き 使用料のお支払い 住まい方のご相談

一部の手続きで
オンライン受付を
開始！
詳しくは
こちら。



ナビダイヤル

☎0570-03-0071

携帯電話の無料通話分や割引サービスが
ご利用可能な方

☎03-6279-2652



② 修繕のお申込み・ご相談

漏水等の緊急修繕、事故や火災、断水、
居住者の安否に関わる緊急のご連絡は
24時間365日対応

ナビダイヤル

☎0570-03-0072

携帯電話の無料通話分や割引サービスが
ご利用可能な方

☎03-6279-2653



ナビダイヤル
とは

固定電話からおかけの場合、市内通話料金で通話できます(公衆電話を除く)。
携帯電話からおかけの場合、各電話会社の無料通話分や割引サービスは適用されません。

- ・月曜日及び休日の翌朝午前9時から10時までは電話が混み合いつながりにくい状態となる場合があります。お急ぎでない方は他の時間帯をご利用ください。
- ・「名義人番号」をお伝えいただくと、お問い合わせに要する時間が短縮されます。

東京都住宅政策本部ホームページ

東京都住宅政策本部

検索



JKK東京ホームページ「都営住宅等にお住まいの皆さまへ」

都営住宅 お住まいの皆さま

検索



「すまいのひろば」外国語版はこちら
Foreign-language versions



「すまいのひろば」は再生紙を使用しています。

SAVE THE GREEN EARTH!